

京丹後市建設工事指名業者の格付けにおける昇降格基準(平成20年京丹後市告示第102号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市建設工事指名業者の格付けにおける昇降格基準 平成20年4月1日 告示第102号</p> <p>第1条 ～ 第8条 (略) (年度途中の異動)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 京丹後市内の本店で登録されている者以外の者については、第5条、第7条並びに前条 第3項第2号、第3号及び第4号の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる場合においてもまた同様とする。 (1)・(2) (略) (3) 前条 第2項第1号に該当したことにより等級を取り消された時点において、京丹後市内の本店で登録されていた者以外の者に対する前条 第3項第2号、第3号及び第4号の適用 (その他)</p> <p>第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>京丹後市建設工事指名業者の格付けにおける昇降格基準 平成20年4月1日 告示第102号</p> <p>第1条 ～ 第8条 (略) (年度途中の異動)</p> <p>第9条 (略) (年度途中の異動の特例)</p> <p><u>第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、格付基準において特定建設業の許可を有することを要件とする等級に格付けされている者において、一般建設業に許可変更し自ら降格を希望する者(以下本条において「申請者」という。)は、様式第1号により降格の申請をすることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に規定する申請内容を適当と認めた場合は、別記第2号様式により申請者に直近下位等級へ降格することを通知する。</u></p> <p><u>3 前項の規定による降格の通知を受けた申請者は、降格後の等級を現等級とする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 京丹後市内の本店で登録されている者以外の者については、第5条、第7条並びに第9条第3項第2号、第3号及び第4号の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる場合においてもまた同様とする。 (1)・(2) (略) (3) 第9条第2項第1号に該当したことにより等級を取り消された時点において、京丹後市内の本店で登録されていた者以外の者に対する第9条第3項第2号、第3号及び第4号の適用 (その他)</p> <p>第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>

様式第1号(第9条の2関係)

建設業許可変更による降格申請書

年 月 日

京丹後市長 様

(申請者)

商号又は名称

代表者氏名

印

このたび、建設業許可を一般建設業許可に変更したことに伴い、
年度京丹後市建設工事競争入札参加資格における等級について、下記
のとおり降格を希望します。

なお、降格が適用された場合、次の点について異存ありません。

1 本年度中に特定建設業の許可を有した場合においても、現行の等級
として取り扱われないこと。

2 降格後の等級が翌年度格付の際の現等級となること。

記

<u>認定業種</u>	<u>現行等級</u>	<u>取扱等級</u>	<u>備考</u>

※建設業許可通知書の写しを添付

様式第2号(第9条の2関係)

建設業許可変更による降格通知書

第 _____ 号
年 月 日

商号及び名称
代表者

京丹後市長 _____ 印

____年 ____月 ____日付けで申請の内容については、次のとおり
降格を適用することとしたので、通知します。

<u>認定業種</u>	<u>取扱等級</u>	<u>備考</u>

(注意) 降格後の取扱等級で入札に参加しようとするときは、本通知書の写しを発注機関に必ず提出してください。

附 則

この告示は、平成29年11月22日から施行する。